

第3編 上・下水道の普及及び促進

1 広 報 活 動

(1) 水道週間

水道の現状や課題について理解を深め、今後の水道事業の取組について協力を得るため、「水道週間」を設け関係者が連携して広報活動等の運動を重点的に実施するものである。

- ① 期 間 6月1日～6月7日
- ② 主な行事 水の飲みくらべイベント開催，啓発パネルの展示，ポスター掲示

(2) 旭川市下水道月間

下水道について国民の理解と関心を深め、下水道の普及とその十分な活用を促進する目的で毎年9月10日を「下水道の日」としているが、本市においてもこれにあわせ「旭川市下水道月間」（昭和46年度～61年度までは促進週間）を設定し広報活動を実施している。

- ① 期 間 9月1日～9月30日
- ② 主な行事 啓発パネルの展示，広報マグネットシートの公用車への掲示

(3) 水道局広報紙「こんにちは水道局です」

上下水道事業の予算・決算や水道水の水質など多くの情報を掲載し、市民広報誌に折り込んで配布している。

- ① 発行月 7月，11月，3月
- ② 初回発行月 平成11年11月

(4) ホームページ

水道局ホームページ（スマートフォン，外国語に対応）を開設し，断水や水質情報，給水・排水装置，料金・使用料，上下水道事業の概要，経営と財政状況などを掲載しているほか，旭川の上下水道をわかりやすく紹介している子供向けホームページにより情報提供している。また，ホームページから水道・下水道管路閲覧サービスや上下水道の使用開始・休止などのインターネット受付も行っている。

- ① 開設日 平成14年3月15日

(5) ソーシャルメディア

即時性や双方向性等のソーシャルメディアの特徴を活かした広報活動等の充実を図るため，フェイスブックとツイッターの水道局公式アカウントを開設し，上下水道事業に関する様々な情報提供等を行っている。

(6) 出前授業

水について理解を深めてもらい，日常生活に欠かすことのできない水道・下水道の仕組みを学んでもらうため，市内の小学校及び各種団体への出前授業を行っている。

- ① 開始年度 平成15年度
- ② 実施状況

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
団体数	7	13	17	11	18
人数	346	708	711	487	646

(7) 施設見学

水道局の施設を見学し体験することで浄水・下水処理の仕組みを学んでもらうため，施設を開放している。

- ① 見学者数

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
石狩川浄水場	1,199	898	691	935	1,319
忠別川浄水場	1,498	1,271	1,716	1,349	1,209
下水処理センター	1,072	1,134	1,114	994	1,136

(8) 「大雪のしずくあさひかわの水」の製造販売

水道水を原料としたボトルドウォーターを製造し、市内の店舗や人気の旭山動物園で市民や観光客に販売等することにより、旭川市の水道水のおいしさを広くPRする。

- ① 販売開始年度 平成19年度
- ② 実施状況

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
販売本数	102,801	64,410	65,194	66,353	73,530
無料配布	9,851	10,291	9,657	7,381	7,304
計	112,652	74,701	74,851	73,734	80,834

2 上下水道事業懇話会

整備拡充から維持管理の時代に移行した、これからの上下水道事業のあり方について、広く市民の意見を反映させることを目的とし、上下水道事業の運営について意見交換をする。

- ① 任期 2年
- ② 施行日 平成11年9月1日
- ③ 開催状況

区分 \ 年度	25	26	27	28	29
開催数	3	3	4	3	3
委員数	15(4)	15(4)	12(1)	12(1)	13(2)

() は一般公募で内数



出前授業の様子



3 給水・排水工事指定店制度

指定店とは、給水装置工事及び排水設備工事を施行するにあたり、法令に基づき、旭川市水道事業管理者が指定した者をいう。

指定店は、適正な工事を行う技術能力と市民の求める信用を保有していなければならない。

これは、給排水設備工事が適正でなければ、使用する市民の生活に直接影響を及ぼすことがある等の理由によるものであり、指定店は、法令に定める事項について確実に履行する責務がある。

(1) 工事指定店登録数

給水工事指定店	87社	平成30年3月末現在
排水工事指定店	62社	

(2) 工事指定店の要件

① 給水工事指定店

- ア 事業所に給水装置工事主任技術者を置いていること。
- イ 工事の施工に必要な機械・器具を有していること。
- ウ 承認を取消された指定店は、取消された日から2年経過していること。

② 排水工事指定店

- ア 建設業法第3条第1項の規定による管工事業の許可を受けていること。
- イ 旭川市水道事業給水条例第5条第1項に規定する給水工事指定店であること。
- ウ 北海道の区域に排水設備工事の事業を行う事業所を有していること。
- エ 事業所に排水設備工事責任技術者を置いていること。
- オ 工事の施工に必要な機械・器具を有していること。
- カ 承認を取消された指定店は、取消された日から2年経過していること。

4 給水装置，排水設備工事

(1) 給水装置，排水設備工事件数調

工種		年度				
		25	26	27	28	29
給水装置	新設	1,948	2,008	1,661	1,838	1,856
	改造	906	948	689	608	600
	臨時	41	36	40	42	33
	合計	2,895	2,992	2,390	2,488	2,489
排水設備	新設	2,231	2,139	1,850	1,919	1,817
	改造	153	237	302	339	384
	合計	2,384	2,376	2,152	2,258	2,201

(2) 給水装置工事設計審査及び工事検査手数料

工事の内容		手数料 (メーター1個につき)
新設工事	メーターの口径が40ミリメートル以上	22,700円
	メーターの口径が40ミリメートル未満	14,500円
改造工事		7,000円
簡易な改造工事		2,000円

5 下水道の普及促進

普及対策として、下水道の目的、役割、水洗化の効用等広く市民に理解を得ることを基本とし、パンフレットの配布、個別訪問等を行うとともに、改造資金の援助措置や、市民サービスの向上のため工事指定店の指導などを行って普及促進を図っている。

(1) 排水設備の設置等

公共下水道の整備の促進や目的の達成のために、下水道法第10条第1項では公共下水道排水区域内での排水設備の設置を義務付けており、また、旭川市下水道条例施行規程第4条では、排水設備の設置期限を、公共下水道の供用開始の公示後6か月以内と規定している。

(2) 水洗便所への改造義務等

下水道法第11条の3では、公共下水道処理区域内に設けられているくみ取り便所は、供用開始の公示後3年以内に公共下水道に連結された水洗便所に改造することを義務付けており、また、建築基準法第31条では、処理区域内で新築や改築等を行う建物の便所は水洗便所でなければならないと規定している。

(3) 水洗便所改造及び排水設備改造資金の融資あっせん制度

公共下水道の利用促進を図るため、既設くみ取り便所の水洗化及び排水設備改造に必要な資金の融資をあっせんする制度である。水洗便所改造資金については昭和42年度から、排水設備改造資金については昭和52年度から実施し、下水道の早期利用の便宜を図っている。

① あっせんを申し込める方

- ア 公共下水道に接続可能な区域に住宅を所有する方又は住宅の所有者の同意を得た使用者若しくは管理人で、旭川市のほか水道局が定めた市や町に住所があること。
- イ 市税、下水道事業受益者負担金及び下水道事業受益者分担金を滞納していないこと。
- ウ 融資を受けようとする資金の償還について十分な支払能力を有すると認められる方。
- エ 未成年者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- オ 確実な連帯保証人があること。

② 融資あっせん額及び返済方法

改造別	あっせん額	返済方法		利息
		月額 (60回の場合)	回数	
水洗改造 (排水改造含む)	43万円以内	7,200円	60回以内 (毎月均等払い)	無利息
排水改造	12万円以内	2,000円		

③ 融資あっせん件数

改造別 \ 年度	昭和42～ 平成24	25	26	27	28	29
水洗便所改造	46,070	26	17	13	9	4
排水設備改造	5,267	2	0	0	0	0